

「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における対応について

2020年12月21日

国際部

## 1. 背景

この度、内閣府において「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ<sup>1</sup>）が決定された。これに基づき、JSTでは、「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和2年9月17日に公開、令和2年11月13日に改訂された。この「JST実施方針」に基づいて地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における実施方針を以下の通り定める。

※参考資料

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について

（令和2年10月9日付）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi\\_jinkenhi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf)

JST実施方針

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

## 2. SATREPSにおける実施方針

「JST実施方針」を踏まえ、以下のとおりとする。

### （1）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、研究担当者となる者。

※研究担当者とは、「委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される者（研究代表者、主たる共同研究者）」をいう。

（参考：委託研究事務処理説明書「共通版」

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020a301manua.pdf>）

---

<sup>1</sup> JST実施方針は当初、令和2年5月22日文部科学省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせに基づいて策定された。関係府省連絡会申し合わせの決定に合わせて文部科学省申し合わせが廃止されたことから、今後は関係府省連絡会申し合わせに基づいて実施される。

## (2) 支出額

「JST実施方針」に定めるとおり、研究担当者の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で研究担当者が設定する。

なお、上記範囲内においても、暫定委託研究契約期間においては当該年度の直接経費の10%を支出上限とする。

## (3) 支出条件

「JST実施方針」に定めるとおり、以下のすべての条件を満たす場合のみ、直接経費から研究担当者の人件費を支出することを可能とする。

- ①直接経費に研究担当者の人件費（の一部）を計上することについて、研究担当者本人が希望していること。
- ②研究担当者が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③研究担当者が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

## (4) 研究機関において実施すべき事項等

「JST実施方針」に定めるとおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・本制度の利用にあたり体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口に届け出るとともに、財源の活用後には、活用実績を報告すること。
- ・研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合には、特に適切なエフォート管理に留意すること。

## (5) 実施計画への反映等

研究担当者の人件費の計上は、研究計画書の記載要領に従い行う。また、研究計画が変更になる場合は、費目間流用のルールに基づき対応する。ただし、当初計画になく期中に計画を見直して研究担当者の人件費の計上を行う場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前にJST課題担当へ確認をすること。

(6) 実施開始時期

令和3年4月から導入(予定)

以上